

【お知らせ】

令和8年3月10日
防衛大学校

報道関係者各位

射撃訓練中の5.56mm曳光弾の紛失事案に係る再発防止策について

標記について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

令和7年7月23日（水）に実施された、神奈川県横須賀市の陸上自衛隊長坂射撃場（以下「長坂射撃場」という。）における防衛大学校（以下「防大」という。）の射撃訓練において、曳光弾1発の紛失が発生いたしました。

同日以降、職員及び学生延べ約3,100人が長坂射撃場等の捜索を行うとともに、関係者への聞き取り調査や警務隊による捜査を実施しておりますが、現在まで発見に至っておりません。

2 調査状況

これまでの調査において判明している状況は、以下のとおりです。

- （1）令和7年7月23日（水）午前7時頃、陸自久里浜駐屯地弾薬庫において、防大の職員は、システム通信・サイバー学校職員から射撃訓練に使用する弾薬（普通弾及び曳光弾）を受領し、その後、当該弾薬は防大の職員によって、長坂射撃場まで輸送されました。なお、長坂射撃場における射撃訓練開始前の全弾数の点検において、弾薬の不足は確認されておりません。
- （2）同日9時頃から、14の射群（グループ）に分けられた学生が、順次、射撃訓練を実施する中で、防大の職員による弾薬交付準備の際に、弾薬の不足が確認されたことから、当該紛失は、長坂射撃場の訓練場内において発生しています。
- （3）これまでの調査の結果、弾薬が紛失した原因、弾薬が紛失した時期及び場所は不明な状況です。また、このような状況から、紛失した弾薬が射撃前の実弾か射撃後の打殻薬莖かについても不明です。

3 再発防止策

これまでの調査に基づく再発防止策は、以下のとおりです。

- （1）弾薬が紛失した時期及び場所を特定するための措置
 - ア 射群ごとの弾薬確認の厳格化
これまで打殻薬莖数は各射群ごと確認（弾薬を目視で確認すること。）を行っていましたが、今後は、各射群ごとに打殻薬莖数、残弾数及び総弾数を確認します。

イ 弾薬点検等の撮影

今後は、弾薬の点検、確認、交付及び回収の状況についてビデオカメラ等で撮影し、管理体制の万全を期します。また、本年1月下旬には、弾薬交付所の状況を撮影するための定点カメラを防大射撃場（屋内射撃場）に設置しました。

(2) 射撃数を確認するための措置

ア ビデオカメラ等の設置要領の検証

射撃場に応じたビデオカメラ等の設置要領の確認を徹底することを、実地検証のうえ、関連規則等に反映しました。

イ 定点カメラの設置

本年1月下旬に、射撃状況を撮影するための定点カメラを防大射撃場に設置しました。

ウ 小火器発射証明補助具の導入

射撃の実績を記録する小火器発射証明補助具を導入します。

(3) 関連規則の整備等

上記の再発防止策を踏まえ、関連規則を整備するとともに、弾薬の管理及び取扱いに関するマニュアルを作成しました。

(4) 教育の実施

射撃訓練の前に、弾薬の管理及び取扱いに関する教育を実施し、関係者に再発防止策を徹底します。

4 今後の予定等

- (1) 事案の解決のため、引き続き、調査及び捜索を実施するとともに、警務隊による捜査に全面協力します。
- (2) 事案発生以降、防大においては、防大の学生の実弾射撃訓練を見合わせていましたが、今後は、再発防止策を徹底した上で、実施します。
- (3) 本事案の調査の過程において、射撃訓練実施中の結節時（昼休み）における職員の弾薬点検において、一部不十分な点検が行われていたことが判明したため、本日で職員4名の処分を実施しました。

問い合わせ先

防衛大学校総務部総務課社会連携推進室（担当：廣重）

電話：046-841-3810（内線2161）